

「橋本市人権尊重の社会づくり審議会」市民委員募集要項

1. 目的

市では、「橋本市人権尊重の社会づくり条例」に基づき、人権に関する施策を総合的に推進し、もってすべての人の人権が尊重される社会の実現を図ることを目的としてさまざまな取り組みをしています。

そこで、人権施策の総合的な推進を図り、この条例の目的を達成するため、基本となる「人権施策基本方針」を定めています。また、この基本方針の検証や見直し等を検討するために「橋本市人権尊重の社会づくり審議会」を設置しています。今年度より、この審議会を設置するにあたり、学識経験者や関係機関の代表者だけでなく、人権に関し識見を有する市民の皆様からも委員を募集することとしました。

この要項は、「橋本市人権尊重の社会づくり審議会」の市民委員を募集することを目的として、その方法等について定めたものです。

2. 職務

人権施策基本方針に関する事項を審議するほか、必要があれば市長の諮問に応じ、人権尊重の社会づくりに関する基本的事項を審議する。

3. 委嘱期間

委嘱の日から令和9年3月31日とします。

4. 活動回数

会議は1年に1回程度を予定しています。原則として、平日昼間に開催します。

5. 報酬

橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の規定に準じます。

6. 応募条件

令和7年4月1日現在で満18歳以上の橋本市民で、人権に関し識見がある個人。また、国および地方公共団体の議員・職員を除きます。

7. 募集人数

1人

8. 募集期間

2026（令和8）年1月5日（月）～2026（令和8）年1月16日（金）※必着

9. 応募方法

募集期間中に以下の書類を橋本市役所総合政策部人権・男女共同推進室まで提出してください。
提出方法は、持参・郵送・ファックス・Eメールのいずれかとします。

・応募用紙（様式1）

・作文1部（様式は任意）

次のテーマで、800字程度(400字詰め原稿用紙2枚程度)の作文をご提出ください。

～私の考える人権が尊重されるまちづくり～

10. 選考方法

提出された書類に基づき、次に掲げる項目等について審査します。

※選考基準：1. 意欲・熱意があるか 2. 人権に理解があるか

3. 公平な立場で参加できるか

11. その他

※選考の結果は後日郵送にてご連絡いたします。

※応募の際の提出書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

※応募用紙に記載された個人情報については、応募資格の確認と委員選考の範囲内で取り扱うこととし、他の目的には使用しません。ただし、選任された方の氏名は公表します。

12. 申込み及び問合せ先

〒648-8585 橋本市東家一丁目1番1号

橋本市 総合政策部 人権・男女共同推進室

電話：0736-33-1229 FAX：0736-33-1665 メール：jinken@city.hashimoto.lg.jp